

パナソニック松愛会ハムクラブ無線室運用規則

第1条：運用規則制定の目的

パナソニック松愛会ハムクラブ会員が、枚方・HRDC無線室（以下 無線室 という）でアマチュア無線業務を行う際、会員誰もが分かりやすく、気持ちよく使え、楽しくQRVできるように無線設備および無線室の環境を規定し、維持管理をすることを目的として定める。

第2条：無線設備および無線室の環境

環境とは、無線機等のレイアウト、アンテナ側の同軸ケーブルと端子盤の結線、端子盤とリグの同軸ケーブルの結線をいう。

加えて、室内外の整理・整頓・清掃などを含める。

無線室の環境の詳細は、『運用細則』で別に定める。

第3条：運用対象者

パナソニック松愛会ハムクラブ（SARC）会員とする。

ただし、パナソニック松愛会ハムクラブ（SARC）会員が使用しないときは、パナソニックアマチュア無線クラブ（PARC）会員が使用することを認める。

運用対象者は上記第2条に示す室内外の整理・頓清・清掃などに努める。

第4条：運用の優先権

SARC会員とPARC会員の使用予定が重なった場合は、SARC会員が使用することを原則として優先する。

第5条：規則の遵守義務および規則違反の措置

無線室を使用する者は、本運用規則、および別に定める運用細則を誠実に遵守するものとする。

また、個人局として無線室を無線設備の設置場所／常置場所とした無線局開設および無線局運用は認めないものとし、違反した者は以後入室禁止措置をとる。

電波法に違反した行為を行ったとき（当室に持ち込んだ個人/社団局で使用した場合を含む）、本運用規則ならびに運用細則に違反した場合は、以降の無線室の使用を原則として許可しない。

第6条：運用の申込み、および使用許可の手続き

無線室の使用を希望する者は、事前に申込みを行い、使用するものとする。
申込み、および使用方法については、運用細則で規定する。

第7条：各自の機材の持込み、および その結線

- (1) 無線機の持込みについて
自分のリグ（その他 パソコン等の付属装置、付加装置を含む）を持込み、使用することを認める。ただし、帰宅時に必ず持ち帰ること。
- (2) 持込みリグとアンテナの結線について
同軸端子盤表面の同軸ケーブルをはずし、同軸端子盤と自分のリグを同軸ケーブルで接続して使用すること。この接続用の同軸ケーブルは、各自が持参すること。

第8条：運用に際しての禁止事項

- (1) 無線室設置の無線機・電源装置等のレイアウト変更は厳禁とする。
- (2) アンテナ給電線と同軸端子盤裏側の接続をはずし、または接続を変更することは厳禁とする。ただし、コンテスト等で多バンドを同時に使用する場合はこの限りではない。
- (3) 自分のリグを持込み使用した場合は、終了後、同軸ケーブルを元の状態に戻すこと。
- (4) 無線室内で喫煙、食事および軽食（パンや菓子類）をすることは禁止する。
喫煙は無線室外で行い、自己の吸殻入れを持参し、吸殻は必ず持ち帰ること。
食事は売店・自販機のある別棟で行うこと。
飲み物（お茶、コーヒー等）は可とするが、こぼした場合は拭き取ること。

第9条：運用規則および運用細則の制定と施行

本運用規則 および運用細則は、平成19年11月24日 SARC役員会の審議により制定。
本運用規則 および運用細則は、平成19年11月30日 より施行。

第10条：運用規則および運用細則の改廃

本運用規則および運用細則の改廃は、SARC役員会の審議により行う。

第11条：改定記録

- ・平成24年11月19日 松愛会をパナソニック松愛会に改める。
- ・平成24年11月30日 PARCとの共用および個人のリグの持込み等に関する規定を追加。
- ・平成25年 8月22日 無線室での個人局としての無線局開設および運用の禁止を追加。